

## 令和5年度 事業計画

令和2年から世界中で感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、未だ収束は見えないものの、ワクチンの普及や感染対策の徹底等の影響もあり、徐々に行動制限も緩和されている。令和5年5月からは感染症法上、季節性インフルエンザと同等の5類に移行することから、ウィズ・コロナに向けた取り組みがこれまで以上に重要となる。

浄化槽関係では、環境省令和5年度浄化槽整備推進関係予算で、令和4年度と同額の86億円が計上され、浄化槽整備加速化事業や公共浄化槽による整備促進・管理向上に向けた事業への支援等が新たに盛り込まれた。また、2050年カーボンニュートラル及び2030年度CO<sub>2</sub> 46%削減目標の達成に向け、浄化槽システムの脱炭素化推進事業についても、令和4年度と同額の18億円が計上されている。

当協会の令和5年度事業は公益目的事業として、法定検査事業においては「第七次法定検査実施5か年計画」の四年目にあたり、令和4年度に県が整備した浄化槽電子台帳システムに合わせ、県及び市町、会員と連携を取り、デジタル化を一層推進するとともに、法定検査の受検率向上や維持管理体制の強化を図る。

また、浄化槽の普及啓発事業においても、浄化槽電子台帳を活用し、（一社）全国浄化槽団体連合会の「浄化槽適正整備推進決議」の柱である単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に推進する。

地球温暖化防止活動に関する事業においては、地球温暖化防止活動推進センターとして、県民に啓発・広報活動を行うとともに、地域の脱炭素化を担う団体・企業・自治体等との連携構築を図り、脱炭素化推進を支援する。

収益事業としては、資格者の高齢化が進む浄化槽業界の中で新たな技術者の確保のために、浄化槽設備士の資格取得講習を実施する。

その他の事業としては、隔年開催である管理・清掃部会員と検査員との意見交換会の開催や各研修会・講習会を通じて、最新の技術・情報を取得する等、技術者の資質の向上に努める。

管理部門においては、公益法人としての組織運営強化として、令和3年に作成した、あらゆる災害に対応する災害時における事業継続（BCP）計画の見直しを行うとともに、労務に関しては、改正される各種法律に対応するため、規程・要領等の一部改正を行う。

以上を重点に次の事業を実施する。

### Ⅰ 事業

#### 〔公益目的事業〕

##### 1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

- (1) 「第七次法定検査実施5か年計画」4年目の計画基数に基づき、7条検査2,000基、11条検査68,560基の計70,560基を検査員32名体制で実施する。（詳細は別表1のとおり）
- (2) 令和4年度に県が整備した浄化槽電子台帳システムに合わせ、環境省が推奨する一括契約システム（保守点検＋清掃＋法定検査）を推奨するとともに、確実な検査実施に向けた維持管

理体制の強化を図る。

- (3) 浄化槽電子台帳の精度向上のため、県及び市町・会員と連携を取り、一層の整備を進める。
- 新**(4) 今後、益々デジタル化が進む社会に対応するため、法定検査手数料の電子決裁サービスの導入に向けた検討を行う。
- (5) 法定検査の結果から不適正等と判定された浄化槽を対象に、検査対策委員会において改善指導等を行うとともに、県及び各市町と連携し、不適正浄化槽の撲滅に努める。
- (6) 「全国浄化槽技術研究集会」（主催：（公財）日本環境整備教育センター）及び浄化槽法指定検査機関四国地区協議会等に参加し、法定検査の効率的な推進方法の研究及び検査員の資質及び検査技術の研鑽に努める。

## 2. 浄化槽の普及及び浄化槽工事・維持管理の適正化事業

### (1) 浄化槽の普及啓発

- 1) 各自治体に対し、単独処理浄化槽また汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換促進を目的に、各会議等あらゆる機会を活用して要請活動を行う。
- 2) 環境省実施事業「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」を引き続き推進し、浄化槽分野における脱炭素化を図る。
- 3) 各市町及び学校と連携して、次世代を担う子供たち（小・中学生等）を対象に、水の大切さをテーマとした「環境学習」を実施し、広く環境問題に対する関心を培う。
- 4) 行政機関等が主催する浄化槽の普及啓発事業に積極的に参画し、一般住民に対しパンフレット等の配布を行うとともに支部が主催・協賛する普及活動を支援する。

### (2) 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、（一社）全国浄化槽団体連合会（全浄連）で実施している「浄化槽機能保証制度事業」（保証期間：10年）を推進する。

令和5年度計画基数 950 基（詳細は別表2のとおり）

### (3) 浄化槽設置届出等の事前指導

- 1) 「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」等に基づき、県下9支部において浄化槽設置計画・届出書等の事前指導を行い、適正な施工・維持管理を推進する。

令和5年度計画基数 2,050 基（詳細は別表3のとおり）

- 2) 事前指導時に浄化槽管理者（設置者等）に対し、浄化槽設置届済証、点検記録用ファイル、リーフレットを配布することにより、維持管理の重要性を周知する。

## 3. 地球温暖化防止活動に関する事業

- (1) 地域の住民に対する啓発活動とともに、地域の脱炭素化の中核を担う団体や自治体等との連携構築を図る。
- (2) 中小企業を対象としたセミナー等の開催により、地域の事業者の脱炭素化推進を支援する。
- (3) 県が実施する次世代を対象とした環境教育「マイ・SDGs実践促進事業」を受託し、環境講座の開催によりSDGsの視点を取り入れた持続可能な地域づくりを担う次世代の人材を育成する。
- (4) 愛媛県地球温暖化防止活動推進員及び愛媛県学生地球温暖化防止活動推進員の活動を支援す

る。

- (5) 地球温暖化防止活動推進事業に関連する会議・環境イベント等に参加し、地球温暖化対策に関する啓発及び情報収集に努める。

**新**(6) 現在、世界中で問題となっている海洋プラスチックごみについて、閉鎖性水域である瀬戸内海も例外でなく、海洋ごみ対策に関する事業を日本財団が支援する瀬戸内オーシャンズXの助成金を活用して、県下全域で行う。

## 〔収益事業〕

### 4. 行政及び浄化槽関連機関からの業務受託事業

自主管理機能の体制整備、適正な施工・維持管理の推進及び法定検査の円滑な実施を図るため、次の事業を受託する。

- (1) 愛媛県及び松山市からの業務受託「浄化槽登録業者指導事業」

令和5年度は保守点検業（県）48社、（松山市）14社及び工事業10社の業者指導及び更新手続き等を行う。

- (2) 松山市からの業務受託「浄化槽設置整備事業に係る現地確認業務」

- 1) みなし浄化槽等からの転換の事前状況（ 85 基）
- 2) 浄化槽の据付工事状況（ 85 基）
- 3) 設置後の機能等の状況（ 85 基）

- (3) 浄化槽関係機関からの業務受託

- 1) （公財）日本環境整備教育センターからの業務受託  
・全国浄化槽推進市町村協議会登録浄化槽実地調査（ 4 基）

**新** 2) 浄化槽メーカー（株）ダイキアクシスからの業務受託

- ・浄化槽の国土交通大臣認定に係る「性能評価試験」

**新** (4) 浄化槽設備士講習の開催

資格者の高齢化が進む中で、新しい技術者を確保するため、（公財）日本環境整備教育センター主催の資格取得の設備士講習を開催する。（令和5年8月下旬開催予定）

## 〔その他の事業〕

### 5. 浄化槽事業者の把握、指導育成及び関係機関との連携等事業

- (1) 研修会の開催

- 1) 浄化槽に係る最新情報を会員に提供するため、「浄化槽技術研修会」を開催する。
- 2) 先進県における組織運営及び浄化槽普及活動、11条検査の受検推進方法等を研究するため、役員の研修を行う。
- 3) 支部が主催・協賛する地域に密着した研修会に対し協力・支援する。

- (2) 愛媛県浄化槽管理士研修の開催

愛媛県及び松山市の浄化槽保守点検業者登録条例に基づく、知事及び松山市長が指定する管理士研修を令和5年度においても年3回、東・中・南予で開催する。また、受講した浄化槽

管理士で当協会の技術者登録を行っている管理士が所属する事業所に助成を行う。

- (3) 管理・清掃部会員と検査員との意見交換会の開催  
現場に即した維持管理技術の向上を図るため、隔年開催としている管理・清掃部会員（現場従事者等）と検査員との意見交換会を各支部で開催する。
- (4) 関係行政機関及び関係団体との連携
  - 1) 毎年開催している「浄化槽業務推進連絡会」（全20市町及び権限移譲されていない市町を管轄の保健所が参加）を開催し、行政との情報・意見交換等を通じて補助浄化槽の適正な施工・維持管理及び円滑な法定検査の推進を図る。
  - 2) 全浄連、全浄連四国地区協議会、浄化槽法指定検査機関四国地区協議会等の関係機関との連携調整を図り、浄化槽業界の発展に努める。
  - 3) 行政機関等の要請に基づき、支部が主催・協賛する事業の推進に協力する。
- (5) 浄化槽に関する情報の収集、提供
  - 1) 浄化槽に係る行政や業界の動き、また新しい情報を収集し、組織運営に活用するとともに、機関誌「えひめの浄化そう」（年2回発行）及び「全浄連ニュース」等を会員、行政機関、関係団体へ配布する。
  - 2) ホームページを通じて広く県民の皆様に対し、協会の組織・活動状況のPRを行うとともに浄化槽の役割及び構造・機能等への啓発を図る。
- (6) 水環境保全に係るボランティア活動  
水環境保全に係る地域に密着したボランティア活動等に参加、協力する。

## II 管理部門

### (1) 公益法人としての組織運営

業務執行体制の強化及び指揮命令の明確化を図るため、事務局組織の改編を行い、円滑かつ適切な協会事業推進を図る。

その他、今後、非常に高い確率で起こることが予想される南海トラフ巨大地震、また、気候変動に伴う異常気象による災害、インフルエンザや新型コロナウイルス等感染症の拡大等、想定されるあらゆる災害に対応できるように令和3年に事業継続（BCP）計画を策定したが、令和4年度に参加した点検見直し講座の結果に基づき、より有効な計画に見直しを行う。

### (2) 労働衛生管理体制の充実

労務に関する各種法律等の改正に伴い、社会保険労務士と随時相談しながら、改正される内容に対応した就業規則や各規程及び要領に一部改正を行い、安心して快適に働くことができる労働条件や職場環境の形成に努める。

また、各種法令等に関する講習会に参加及び開催を行い、各職員のコンプライアンスの徹底を図る。

別表2 支部別保証登録計画基数

支部名	計画基数	[参考] 令和5年度 補助予定基数
四国中央	110	115
新居浜	40	40
西条	130	135
今治	130	137
松山	165	168
大洲喜多	140	145
八幡浜	35	52
西予	30	32
宇和島	170	172
計	950	996

別表3 支部別事前指導（設置計画・届出基数）計画基数

支部名	事前指導 計画基数	参 考（過年度事前指導実績）			
		R4年度 (1月末現在)	R3年度	R2年度	2019年度
四国中央	135	112	168	152	160
新居浜	150	125	172	165	160
西条	180	157	168	171	153
今治	155	131	186	161	156
松山	900	804	911	833	889
大洲喜多	140	109	150	173	190
八幡浜	35	27	38	29	35
西予	45	42	37	43	46
宇和島	310	266	324	294	299
計	2,050	1,773	2,154	2,021	2,088